

## Topics | トピックス

- ◆ 国民年金法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う障害基礎年金、障害厚生年金、特別障害給付金等の事務の取扱いについて
- ◆ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令の施行及び社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の発効に伴う実施事務の取扱いについて
- ◆ 「第9回社会保障審議会年金記録訂正分科会」が開催される
- ◆ 遺族年金受給者の就労年収は50～100万円が最多～「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)2020年」
- ◆ 国民年金保険料の口座振替制度とクレジットカード納付制度のお知らせを発送
- ◆ 2021年10月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で76.9%

### ◆ 国民年金法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う障害基礎年金、障害厚生年金、特別障害給付金等の事務の取扱いについて

厚生労働省は2021年12月2日、「年管管発1202第3号」にて、日本年金機構年金給付事業部門担当理事に宛てて、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う障害基礎年金、障害厚生年金、特別障害給付金等の事務の取扱いについて」を通知した。

改正令による国民年金法施行令(以下「国年令」)の改正により、本人の障害の程度が増進していないにもかかわらず、より上位の障害等級に該当することとなる場合、改正令附則による障害基礎年金、障害厚生年金、特別障害給付金等の額改定請求(以下「経過的額改定請求」)を行うことが可能となった。一方で、障害年金等に係る請求または届出(以下「請求等」)の審査には一定の期間を要し、改正令の施行期日の直前の時期に請求等があった場合に、本人がその審査結果を知ってから経過的額改定請求を行うこととすると、この請求による改定時期が遅くなおそれがある。そこで、厚生労働省は日本年金機構に対して、障害年金の額改定請求には請求日前3か月以内に作成された診断書が添付されることを考慮し、この場合の扱いを下記のように扱うことを要請した。

#### ●施行日前3か月以内の現症の診断書が日本年金機構へ提出された場合の取扱い

##### 【新規請求について】

- ① 改正前の旧認定基準に基づき診査を行った結果、いずれかの障害等級に該当すると認められる場合は、障害の状態を確認する日をもって、受給権が発生する。
- ② ①の診査の結果、施行日前に受給権が発生し、かつ、改定後の新認定基準に基づき診査を行い、①の診査による障害等級より上位等級に該当すると認められる場合は、施行日をもって上位等級による額に改定する。

##### 【額改定請求について】

- ① 旧認定基準に基づき診査を行った結果、上位等級に該当すると認められる場合は、請求日をもって改定を行う。
- ② 新認定基準に基づき診査を行い、①の診査による障害等級より上位等級に該当すると認められる場合は、施行日をもって上位等級による額に改定する。

**【障害状態確認届について】**

- ① 新認定基準に基づき診査を行った結果、旧認定基準に基づく診査による障害等級よりも上位等級に該当すると認められる場合は、施行日をもって上位等級による額に改定する。
- ② 旧認定基準に基づき診査を行った結果、減額改定または支給停止と判定された場合で、減額改定または支給停止の改定日が施行日以後であり、かつ、新認定基準に基づく診査を行った結果、提出期限前の障害等級と同等と認められる場合は、減額改定または支給停止は行わず、提出期限の属する月の翌月分から等級継続とする。
- ③ 旧認定基準に基づき診査を行った結果、減額改定または支給停止と判定された場合で、減額改定または支給停止の改定日が施行日前であり、かつ、新認定基準に基づく診査を行った結果、減額改定または支給停止に係る障害等級より上位等級に該当すると認められる場合は、施行日をもって上位等級による額に改定する。

**●政令改正に伴う額改定請求に添付する診断書の取扱い**

今回の改正により、障害の程度が増進していないにもかかわらず、障害等級が上位等級に該当する場合に行う経過的額改定請求に添付する診断書については、現症日が経過的額改定請求の請求日前3か月以内である診断書が、請求等により日本年金機構に提出されている場合（以下、「他請求診断書」）で、かつ、障害基礎年金及び障害厚生年金の受給権者または特別障害給付金の受給資格者が他請求診断書により経過的額改定請求の診査を希望する旨を申し出ている場合は、他請求診断書により経過的額改定請求の診査を行うことができる。

**◆ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令の施行及び社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の発効に伴う実施事務の取扱いについて**

厚生労働省は2021年12月16日、「年発1216第1号」にて、日本年金機構理事長に宛てて、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令の施行及び社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の発効に伴う実施事務の取扱いについて」を通知した。

社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定（以下「フィンランド協定」）が国会で承認されたことに伴い、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（2021年政令第304号）が2021年10月29日に公布された。

フィンランド協定は2022年2月1日から効力を生ずることとなるため、厚生労働省は日本年金機構に対して、フィンランド協定の概要や、改正特例政令の施行及びフィンランド協定の発効に伴う実施事務の取扱いに関して、その内容を把握し実施するよう依頼した。

**【フィンランド協定の趣旨】**

フィンランド協定は、日本国とフィンランド共和国との間で年金制度及び雇用保険制度の適用についての調整を行うとともに、両国での年金保険期間の通算によりそれぞれの国における年金の受給権を確立するものである。これにより両国間の人的交流・経済交流の促進を図る。

**【適用法令に関する規定】※主要な規定**

フィンランド協定に別段の定めがある場合を除いて、一方の締約国の領域内で被用者または自営業者の就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する（フィンランド協定第6条）。

一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、その締約国の領域内に事業所を有する雇用者にその領域内で雇用されている被用者が、他方の締約国の領域内で就労するために派遣され、かつ、次のいずれかに該当する場合には、その就労に関し、一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして、その締約国の法令のみを適用する

(派遣期間が5年を超えないと見込まれることを条件とする)。

- ①他方の締約国の領域内で雇用契約を締結していない場合
- ②他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが、一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合

(フィンランド協定第7条1)

なお、派遣が5年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局または実施機関は、当該派遣に係る被用者に対しフィンランド協定第7条1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる(フィンランド協定第7条2)。

#### 【給付に関する規定】

日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利取得の要件を満たすための十分な保険期間がない人について、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、フィンランドの法令による保険期間を考慮する(死亡または脱退を理由とする国民年金制度及び厚生年金保険制度の下での一時金を除く)(フィンランド協定第14条1)。

#### 【留意点】

##### ◎二重加入の防止の対象となる制度

- 日本国について : 公的年金制度、雇用保険制度
- フィンランド共和国について : 所得比例年金制度の下での老齢年金、障害年金、遺族年金、失業保険

##### ◎二重加入の防止の規定

- 一方の締約国の法令のみが適用される。
- 派遣期間または自営活動期間の延長については、両締約国間の取決めにより、両締約国の権限のある当局または実施機関において、3年を超えない期間は引き続き一方の締約国の制度にのみ加入することができる。
- 日本国の雇用保険制度及びフィンランド共和国の失業保険の二重加入の防止については、フィンランド協定第12条の規定が適用される。

##### ◎年金加入期間の通算の規定

- フィンランド協定による通算の対象となる給付は、老齢給付、障害給付、遺族給付である。
- フィンランドの法令による年金給付の支給にあたって、フィンランドの法令による年金給付の受給資格要件を満たしていない場合には、日本国の法令による保険期間を通算することができる(フィンランドの法令による保険期間と重複しない範囲)。

## ◆「第9回社会保障審議会年金記録訂正分科会」が開催される

厚生労働省は2021年12月20日、「第9回社会保障審議会年金記録訂正分科会(会長:山口由紀子・相模女子大学副学長・教授、会長代理:瀬川徹・瀬川徹法律事務所弁護士)」を開催した。議事は「年金記録の訂正に関する事業状況(2020年度事業状況及び2021年度上期概況)」について。

厚生労働省は文書のなかで、下記のように報告した。

#### 【訂正請求の受付・処理状況】

##### <訂正請求の受付件数>

- 2020年度: 5,294 (厚生年金4,998件、国民年金276件、脱退手当金20件)
- 2021年度上期(2021年4月~同年9月)速報値: 2,995件(厚生年金2,871件、国民年金119件、脱退手当金5件)

##### <訂正手続の処理状況(2020年度)>

- 処理件数: 4,727件
- 記録訂正件数: 4,215件(記録訂正率89.2%)
- 請求取下げ等の件数: 283件

## 【請求内容・処分の状況（2020年度）】

表1のとおり

&lt;表1&gt; 請求者区分別・被保険者性別別請求者等の状況

(件)

	請求者区分								
	被保険者本人			被保険者の遺族			合計		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
厚生年金	551	375	926	16	1	17	567	376	943
国民年金	111	128	239	2	0	2	113	128	241
脱退手当金	1	22	23	0	0	0	1	22	23
合計	663	525	1,188	18	1	19	681	526	1,207

※「被保険者」には、現存被保険者のほか、被保険者であった人も含まれる。

## 【その他の事業状況】

表2のとおり

&lt;表2&gt; 訴訟の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
訴訟事件の件数 (①+②+③)	43	13	7	63
① 2019年度における提訴	33	10	6	49
② 2020年度における提訴	9	2	1	12
③ 2021年度における提訴	1	1	0	2

## &lt;年金記録の訂正にかかる経緯&gt;

年金記録の訂正手続については、総務省に年金記録確認第三者委員会が2007年6月臨時の機関として設けられ、発足当初は主に過去の記録の訂正を求める「年金記録の確認申立て」の調査や審議が行われていた。次第に事業主の届出漏れ・誤りに起因するなど比較的最近の記録の訂正を求める申立てが増えてきたことから、恒常的な記録の訂正手続を整備することとなった。

このため2014年6月に法律を改正し、年金制度に恒常的な記録訂正の手続を新たに整備し、2015年3月から年金事務所において年金記録の「訂正請求」の受付を開始した。同年4月から地方厚生局に設置された民間有識者からなる「地方年金記録訂正審議会」において審議が開始された。

## ◆ 遺族年金受給者の就労年収は50～100万円が最多

## ～「年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）2020年」

厚生労働省は2021年12月24日、「年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）2020年」を公表した。調査によると、2020年の遺族年金の受給者数は5,430,900人（厚生年金のみは5,353,800人、厚生年金＋基礎年金は45,500人、基礎年金のみは24,000人で、全体で女性の受給者が98.1%を占める。被保険者との続柄は、「妻」が97.4%、「夫」が1.7%、「父母または祖父母」が0.9%であった。1人あたりの遺族年金額の平均額は87.0万円（厚生年金のみの場合が86.3万円、厚生年金＋基礎年金の場合は157.2万円、基礎年金のみの場合が110.7万円であった。

遺族年金を受給している人の本人就労による年収をみると、100万円未満が約50%を占める（50万円未満22.3%、50万円以上100万円未満24.6%）となっている、遺族年金を含めた世帯年収は、150万円以上200万円未満が23.5%で最多となっている。

## ◆ 国民年金保険料の口座振替制度とクレジットカード納付制度のお知らせを発送

日本年金機構は2021年12月20日、国民年金保険料を納付書で納めている人に対して、口座振替制度とクレジットカード納付制度を利用することの利便性(表3)を伝えるためのお知らせを発送した。

<表3> 講座振替・クレジットカードでの国民年金保険料納付による割引額の目安(2021年度額)

支払方法	1カ月		6カ月		1年		2年	
期 間	—		4月～9月分、 10月～翌年3月分		4月～翌年3月分		4月～翌々年3月分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
納付書(毎月払い)	16,610円	—	99,660円	—	199,320円	—	398,400円	—
クレジット前納 納付書前納	—	—	98,850円	810円	195,780円	3,540円	383,810円	14,590円
口座振替前納	16,560円	50円	98,530円	1,130円	195,140円	4,180円	382,550円	15,850円

## ◆ 2021年10月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で76.9%

厚生労働省は2021年12月24日、2021年10月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

### 【2018年10月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比0.4%増の76.9%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は870万月で、納付月数は670万月。

### 【2019年10月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比4.0%増の77.3%であった。納付対象月数は831万月で、納付月数は642万月。

### 【2020年10月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は75.5%であった。納付対象月数は812万月で、納付月数は613万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は87.8%となっている。